



グローバル時代の外国人受け入れに向けて

多文化共生社会基本法を

山脇 啓造

明治大学
国際日本学部教授



政府は今年8月「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定した。「日系定住外国人」とは耳慣れない言葉だが、1990年代以降、急増したブラジルやペルーなどの日系人を指す。政府は基本指針の中でこうした在日外国人に対する施策の考え方や方向性を初めて示した。今年度中に指針に基づき行動計画を策定するという。

日系定住外国人は、主に自動車や電機など製造業の下請

定を強く求めてきた。そうした自治体の代表的存在が外国人集住都市会議だ。東海地方を中心にブラジル人労働者の多い13都市が01年に設立し、国に外国人の受け入れの体制整備を求めてきた。現在、浜松市や群馬県太田市など28市町に増えている。

筆者は、02年以来、国籍や民族などの異なる人々が共に生きる多文化共生社会をめざす基本法の制定を提言してきた。その目的は、人権尊重や社会参画、国際協調といった社会統合の基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策の推進体制を整備することにある。そうしてこそ初めて市町村との連携も進み、地域社会の取り組みが一層、効果的になる。

この8年の間に、人口減少が始まり、高齢化率は19%から23%へと上昇し、外国人登録者は178万人から219万人に増加した。日本のGDP(国内総生産)の伸びが停滞する一方で、中国やインドなど新興国が台頭し、世界経済の構図は様変わりした。政府はグローバル化に対応すべく、外国からの留学生や高度人材の受け入れを推進しようとしている。経済連携協定による外国人看護師・介護士候補者の受け入れも始まっている。観光庁を設置し、外国人観光客の誘致にも乗り出した。第三国定住制度による難民受け入れも始まった。

だが、外国人受け入れ全体の基本理念や政策の方向性は定められていない。ちなみに日本と似た状況にある韓国では、07年に在韓外国人処遇基本法が制定されている。今回の指針策定は対象を限定しているとはいえ、体制整備に向け一歩前進といえる。また、外国人を住民と認め、住民基本台帳法の対象とする新制度が12年にスタートすることも、多文化共生にとって大きな意義がある。

2050年には、日本の人口は3割減少し、高齢化率は4割に達すると予想される。人口増加と経済成長を前提に構築された社会保障などの諸制度を抜本的に見直し、人口減少を前提に、女性や高齢者そして外国人も含めた多様な人々が活躍する新しい社会のビジョンを描く必要がある。

外国人集住都市会議は、11月8日に東京で関係府省関係者を集めた会議を開く。今回は初めて政務三役の参加も期待されている。国と自治体が外国人受け入れについて意見交換する数少ない機会だ。

国が自治体に経済界や市民団体なども加えた協議の場を設け、中長期的観点から外国人の受け入れのあり方を見直し、社会統合を推進するため、多文化共生社会基本法を制定することを期待したい。

やまわき・けいぞう 移民政策・多文化共生論。外国人集住都市会議アドバイザー。関係府省の委員会にも参加。